

【技術検査課】

議 事

- (1) 令和5年度再評価審議箇所について . . . p1
- (2) 令和5年度事後評価審議箇所について . . . p15
- (3) 令和5年度社会資本総合整備計画評価審議箇所について . . . p17
- (4) 現地調査の実施箇所について . . . p18
- (5) 令和5年度事業評価監視委員会開催計画について . . . p20



# (1) 令和5年度再評価審議箇所について 令和5年度 再評価実施箇所一覧表

番号	担当課名	県事業		市町村 事業	事業主体	事業完了 採択年度	全体 事業費 百万円	再評価の実施区分		事業名	路線名(地区名)	施工場所	前回評価 年度	備考
		補助	交付金					再評価	再評価					
1	森林経営課		○		岐阜県	H2	R8		○	公共林道事業 (地方創生道整備推進交付金)	掛北 掛妻郡掛妻川町	H30		
2	森林経営課		○		岐阜県	S48	R6		○	公共林道事業 (農山漁村地域整備交付金・地方創生道整備推進交付金)	関市、郡上市 大谷～大筋	H30		
3	森林経営課		○		岐阜県	H4	R8		○	公共林道事業 (地方創生道整備推進交付金)	郡上市 二間手～水沢上	H30		
4	森林経営課		○		岐阜県	H5	R10		○	公共林道事業 (農山漁村地域整備推進交付金)	中津川市、恵那市 三森山	H30		
5	森林経営課		○	○	飛騨市	S60	R12		○	公共林道事業 (地方創生道整備推進交付金)	飛騨市 森安～方波	H30		
6	道路建設課		○		岐阜県	H25	R8		○	道路改築事業 (交付金事業分)	(主) 岐阜県南大野線 下磯～麻生工区	H30		
7	道路建設課		○		岐阜県	H24	R7		○	道路改築事業 (交付金事業分)	(一) 土岐南多治見インター線 下石工区	H30		
8	道路建設課		○		岐阜県	H25	R12		○	道路改築事業 (交付金事業分)	(国) 303号 西横山バイパス	H30		
9	道路建設課		○		岐阜県	H9	R14		○	道路改築事業 (交付金事業分)	(主) 豊田多治見線 滝呂バイパス工区	H30		
10	道路建設課	○			岐阜県	H17	R9		○	道路改築事業 (地域高規格道路補助)	(一) 扶桑各務原線 新愛岐道路	R3		
11	道路建設課		○		岐阜県	H27	R5		○	道路改築事業 (交付金事業分)	(一) 養老垂井線 橋爪工区	R1		
12	道路建設課	○			岐阜県	H30	R12		○	道路改築事業 (道路メンテナンス補助)	(主) 川島三輪線 藍川橋	H30		
13	道路建設課		○		岐阜県	H30	R8		○	道路改築事業 (交付金事業分)	(国) 361号 下之向工区	H30		
14	道路建設課	○			岐阜県	H8	R6		○	道路改築事業 (高規格ICアクセス道路補助)	(国) 256号 高富バイパス工区	R2		
15	河川課		○		岐阜県	S54	R17		○	広域河川改修事業	一般河川 長良川	H30		
16	河川課		○		岐阜県	H1	R17		○	広域河川改修事業	一般河川 津保川	H30		
17	砂防課		○		岐阜県	R1	R7		○	通常砂防事業 (補助)	志津北谷	-		
18	砂防課		○		岐阜県	R1	R10		○	通常砂防事業 (補助)	コプトチ谷	-		
19	都市整備課		○		岐阜県	H11	R18		○	連続立体交差事業	名古屋鉄道名古屋本線	H30		
20	下水道課		○		岐阜県	S51	R17		○	木曾川右岸流域下水道事業	木曾川右岸処理区	H30	岐阜市、美濃加茂市、各務原市、可児市、羽島郡羽島町、白川郡白川町、加茂郡坂井町、同郡川口町、同郡八百屋町、同郡高岡町	
21	下水道課		○	○	岐阜市他 9市町	S58	R17		○	流域間連公共下水道事業	木曾川右岸処理区	H30	岐阜市、美濃加茂市、各務原市、可児市、羽島郡羽島町、白川郡白川町、加茂郡坂井町、同郡川口町、同郡八百屋町、同郡高岡町	
事業総計								6	13	0	2			

## 市町村長等からの審議依頼書（写し）

- 飛騨市 公共林道事業（地方創生道整備推進交付金）・・・P3  
【森安～万波線】
- 岐阜市 流域関連公共下水道事業 ……………P4～P13  
美濃加茂市 【木曾川右岸処理区】  
各務原市  
可児市  
羽島郡岐南町  
羽島郡笠松町  
加茂郡坂祝町  
加茂郡川辺町  
加茂郡八百津町  
加茂郡御嵩町

### 【抜粋】岐阜県事業評価監視委員会運営要領

#### 第6 市町村事業等に関する事項

##### 1 市町村事業等の審議依頼

市町村等が事業主体である事業の評価については、別記様式1により、当該市町村長等が知事へ依頼することにより、委員会の審議対象事業とするものとする。

審議対象となる市町村事業等について、当該市町村長等は、事前に県の事業担当課と十分な連絡調整を図るものとする。

##### 2 県事業担当課との連携調整

当該市町村事業等を指導・監督する県の事業担当課は、当該市町村事業等の対応方針案の作成のための資料作成、委員会説明、現地調査等について、十分な連携調整並びに助言を行うものとする。

##### 3 対応方針の決定

当該市町村長等は、委員会から意見の具申を受けたときは、これを最大限に尊重して対応方針を決定し、その結果を別記様式2により、速やかに知事へ報告するものとする。

(別記様式1)

飛建農第578号  
令和5年2月8日

岐阜県知事 古田 肇 様

飛騨市長 都竹 淳也

岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

飛騨市が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）運営要領第6の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

1 審議対象事業

- ・事業名 地方創生道整備推進交付金
- ・河川・路線名等 林道 森安～万波線
- ・工区名
- ・再評価の要件 再評価後、5年を経過した時点で継続中の事業

2 本市（町村等）で事業評価監視委員会を設置できない理由

市単独で委員を選任し、監視委員会を設置することが困難であるため

3 県の事業担当課名

森林経営課

担当部署	基盤整備部建設課
発行責任者	建設課長 藤白規良
担当者	農林土木係長 中山圭介
連絡先	0577-73-3936

※ 原則として電子メールを活用し提出すること。

(別記様式1)

岐阜市水政第299号  
令和4年12月26日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜市長 柴橋 正直

### 岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市（町村等）が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）運営要領第6の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

### 記

#### 1 審議対象事業

- ・ 事業名 流域関連公共下水道
- ・ 処理区名 木曾川右岸処理区
- ・ 再評価の要件 岐阜県公共事業再評価要綱に基づき、前回再評価を行ってから5年経過したため。

#### 2 本市（町村等）で事業評価監視委員会を設置できない理由

県の事業である流域下水道事業と合わせて再評価を行う必要があるため。

#### 3 県の事業担当課名

都市建築部下水道課

担当部署	上下水道事業部
発行責任者	上下水道事業部長 島邊 恒之
担当者	上下水道事業政策課 足立倫洋
連絡先	TEL：058-259-7512

※ 原則として電子メールを活用し提出すること。

(別記様式1)

発水第351号  
令和4年12月22日

岐阜県知事 様

美濃加茂市長 藤井 浩人

### 岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市（町村等）が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）運営要領第6の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

### 記

#### 1 審議対象事業

- ・ 事業名 流域関連公共下水道
- ・ 処理区名 木曾川右岸処理区
- ・ 再評価の要件 岐阜県公共事業再評価要綱に基づき、前回再評価を行ってから5年経過したため。

#### 2 本市（町村等）で事業評価監視委員会を設置できない理由

県の事業である流域下水道事業と合わせて再評価を行う必要があるため。

#### 3 県の事業担当課名

都市建築部下水道課

担当部署	建設水道部上下水道課
発行責任者	櫻井英樹
担当者	日比野一也
連絡先	0574-25-2111（内線294）

※ 原則として電子メールを活用し提出すること。

(別記様式1)

4各下第255号  
令和5年1月25日

岐阜県知事 様

各務原市長 浅野 健司

岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市（町村等）が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）運営要領第6の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

1 審議対象事業

- ・事業名 流域関連公共下水道
- ・処理区名 木曾川右岸処理区
- ・再評価の要件 岐阜県公共事業再評価要綱に基づき、前回再評価を行ってから5年経過したため。

2 本市（町村等）で事業評価監視委員会を設置できない理由

県の事業である流域下水道事業と合わせて再評価を行う必要があるため。

3 県の事業担当課名

都市建築部下水道課

担当部署	水道部 下水道課
発行責任者	下水道課長 小島 敏英
担当者	青山 哲也
連絡先	058-383-6503

※ 原則として電子メールを活用し提出すること。



(別記様式1)

可児市指令下水第62号  
令和4年12月21日

岐阜県知事 様

可児市長 富田 成輝

岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市（町村等）が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）運営要領第6の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

1 審議対象事業

- ・ 事業名 流域関連公共下水道
- ・ 処理区名 木曾川右岸処理区
- ・ 再評価の要件 岐阜県公共事業再評価要綱に基づき、前回再評価を行ってから5年経過したため。

2 本市（町村等）で事業評価監視委員会を設置できない理由

県の事業である流域下水道事業と合わせて再評価を行う必要があるため。

3 県の事業担当課名

都市建築部下水道課

担当部署	水道部下水道課
発行責任者	只腰 篤樹
担当者	山内 哲哉
連絡先	0574-62-1111

※ 原則として電子メールを活用し提出すること。

(別記様式1)

岐南第1629号  
令和4年12月23日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐南町長 小島 英雄

岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

岐南町が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）運営要領第6の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

1 審議対象事業

- ・ 事業名 流域関連公共下水道
- ・ 処理区名 木曾川右岸処理区
- ・ 再評価の要件 岐阜県公共事業再評価要綱に基づき、前回再評価を行ってから5年経過したため。

2 岐南町で事業評価監視委員会を設置できない理由

県の事業である流域下水道事業と合わせて再評価を行う必要があるため。

3 県の事業担当課名

都市建築部下水道課

担当部署	岐南町上下水道課
発行責任者	廣井 浩一
担当者	箕浦 伸弥
連絡先	058-247-1371（直通）

※ 原則として電子メールを活用し提出すること。

(別記様式1)

笠水第401-2号  
令和4年12月23日

岐阜県知事 古田 肇 様

笠松町長 古田 聖人

### 岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本町が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）運営要領第6の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

### 記

#### 1 審議対象事業

- ・事業名 流域関連公共下水道
- ・処理区名 木曾川右岸処理区
- ・再評価の要件 岐阜県公共事業再評価要綱に基づき、前回再評価を行ってから5年経過したため。

#### 2 本市（町村等）で事業評価監視委員会を設置できない理由

県の事業である流域下水道事業と合わせて再評価を行う必要があるため。

#### 3 県の事業担当課名

都市建築部下水道課

担当部署	水道部水道課
発行責任者	松本 好春
担当者	浅野 敦士
連絡先	058-388-1118

※ 原則として電子メールを活用し提出すること。

(別記様式1)

加坂水第467号  
令和5年1月31日

岐阜県知事 様

坂祝町長 柴山 佳也

### 岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市（町村等）が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）運営要領第6の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

### 記

#### 1 審議対象事業

- ・事業名 流域関連公共下水道
- ・処理区名 木曾川右岸処理区
- ・再評価の要件 岐阜県公共事業再評価要綱に基づき、前回再評価を行ってから5年経過したため。

#### 2 本市（町村等）で事業評価監視委員会を設置できない理由

県の事業である流域下水道事業と合わせて再評価を行う必要があるため。

#### 3 県の事業担当課名

都市建築部下水道課

担当部署	水道環境課
発行責任者	東山 佳之
担当者	上杉 陽介
連絡先	0574-66-2407

※ 原則として電子メールを活用し提出すること。

(別記様式1)

川水第106号  
令和4年12月28日

岐阜県知事 様

川辺町長 氏名 佐藤 光宏

岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市（町村等）が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）運営要領第6の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

1 審議対象事業

- ・事業名 流域関連公共下水道
- ・処理区名 木曾川右岸処理区
- ・再評価の要件 岐阜県公共事業再評価要綱に基づき、前回再評価を行ってから5年経過したため。

2 本市（町村等）で事業評価監視委員会を設置できない理由

県の事業である流域下水道事業と合わせて再評価を行う必要があるため。

3 県の事業担当課名

都市建築部下水道課

担当部署	上下水道課
発行責任者	渡辺 英樹
担当者	山田 貴大
連絡先	0574-53-2621

※ 原則として電子メールを活用し提出すること。

(別記様式1)

八役第1712号  
令和 4年12月27日

岐阜県知事 古田 肇 様

八百津町長 金子 政則

### 岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市（町村等）が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）運営要領第6の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

#### 記

#### 1 審議対象事業

- ・事業名 流域関連公共下水道
- ・処理区名 木曾川右岸処理区
- ・再評価の要件 岐阜県公共事業再評価要綱に基づき、前回再評価を行ってから5年経過したため。

#### 2 本市（町村等）で事業評価監視委員会を設置できない理由

県の事業である流域下水道事業と合わせて再評価を行う必要があるため。

#### 3 県の事業担当課名

都市建築部下水道課

担当部署	八百津町水道環境課
発行責任者	課長 古田 功
担当者	杉山 裕哉
連絡先	0574-43-2111

※ 原則として電子メールを活用し提出すること。

(別記様式1)

御水下第 83 号  
令和4年12月22日

岐阜県知事 古田 肇 様

御嵩町長 渡邊 公夫

岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市（町村等）が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）運営要領第6の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

1 審議対象事業

- ・ 事業名 流域関連公共下水道
- ・ 処理区名 木曾川右岸処理区
- ・ 再評価の要件 岐阜県公共事業再評価要綱に基づき、前回再評価を行ってから5年経過したため。

2 本市（町村等）で事業評価監視委員会を設置できない理由

県の事業である流域下水道事業と合わせて再評価を行う必要があるため。

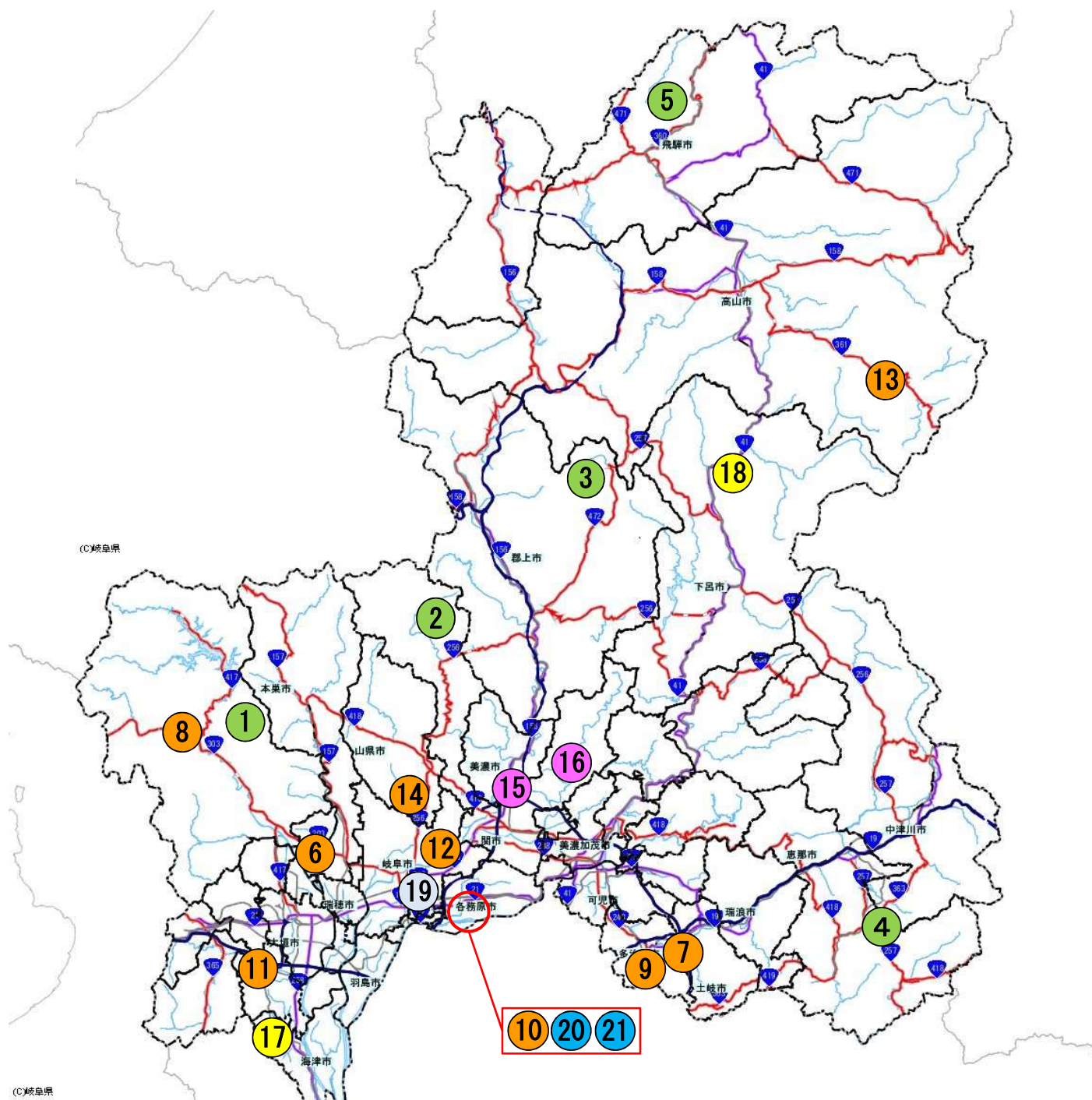
3 県の事業担当課名

都市建築部下水道課

担当部署	御嵩町役場上下水道課
発行責任者	整備係長 伊納和昭
担当者	主査 佐々木孝祐
連絡先	0574-67-2111(内線 2135)

※ 原則として電子メールを活用し提出すること。

# 令和5年度 再評価実施箇所 位置図



番号	区分	箇所名
1	林道	い早く 揖北
2	林道	おおたに おおとら 大谷～大枡
3	林道	ふたまたて みぞれ 二間手～水沢上
4	林道	みつもりやま 三森山
5	林道	もりやす まんかみ 森安～万波
6	道路	(主) 岐阜県南大野線 下磯～麻生工区
7	道路	(一) 土岐南多治見インター線 下石工区
8	道路	(国) 303号 にしよこやま 西横山バイパス
9	道路	(主) 豊田多治見線 たかろ 滝呂バイパス工区
10	道路	(一) 扶桑各務原線 しんあいき 新愛岐道路
11	道路	(一) 養老垂井線 はしづめ 橋爪工区

番号	区分	箇所名
12	道路	(主) 川島三輪線 あいかわ 藍川橋
13	道路	(国) 361号 しものむかい 下之向工区
14	道路	(国) 256号 たかたみ 高富バイパス工区
15	河川	一級河川 ながらかわ 長良川
16	河川	一級河川 つぼがわ 津保川
17	砂防	しよきたに 志津北谷
18	砂防	コプトチ谷
19	街路	名古屋鉄道名古屋本線
20	下水道	まそがわうがんとしよく 木曾川右岸処理区
21	下水道	まそがわうがんとしよく 木曾川右岸処理区



(2) 令和5年度事後評価審議箇所について

令和5年度 事後評価対象箇所一覧表

番号	担当課名	県事業		事業採択年度	完了年度	全体事業費 百万円	事業名	路線名(地区名)	施工場所
		補助・交付金	県庫						
1	農地整備課	○		H26	R2	524	県営経営体育成基盤整備事業	八布地区 中津川市	
2	農地整備課	○		H26	R3	665	県営中山間地域総合整備事業	郡上北西部 郡上市	
3	農地整備課	○		H26	R2	554	県営中山間地域総合整備事業	下呂東南部 下呂市	
4	農地整備課	○		H26	R3	580	県営農村振興総合整備事業	可兒 可兒市	
5	農地整備課	○		H22	H29	1,192	県営湛水防除事業	静見 大垣市	
6	森林経営課	○	○	H元	R3	4,877	公共林道事業(森林環境保全整備事業、農山漁村地域整備交付金、地方創生道整備推進交付金) ふるさと林道緊急整備事業	中実農 美濃市、関市、郡上市	
7	森林経営課	○		H8	R3	3,647	森林環境保全整備事業・地方創生道整備推進交付金	相主～落部 郡上市	
8	森林経営課	○		H5	R3	6,195	農山漁村地域整備交付金	恵北東 中津川市	
9	森林経営課	○	○	S62	R3	9,637	公共林道事業(森林環境保全整備事業、農山漁村地域整備交付金、地方創生道整備推進交付金) ふるさと林道緊急整備事業	下呂～萩原 下呂市	
10	森林保全課	○		H19	H29	932	地域防災対策総合治山事業	池田山 揖斐郡池田町	
11	道路建設課	○		H25	R3	1,450	道路改築事業(交付金事業分)	(国) 248号 山田バイパス 関市	
12	道路建設課	○		H19	R3	1,600	道路改築事業(交付金事業分)	(主) 可兒金山線 飯高工区 加茂郡七宗町	
13	道路建設課	○		H25	R3	1,700	道路改築事業(高規格道路ICアクセス分)	(主) 岐阜美山線 大寺北工区 岐阜市	
14	道路建設課	○		H23	R3	4,400	道路改築事業(高規格道路ICアクセス分)	(主) 岐阜関ヶ原線 宗慶・温井工区 本巣市	
15	道路建設課	○		H19	R3	1,560	道路改築事業(交付金事業分)	(国) 418号 肥田瀬拡幅 関市	
16	道路建設課	○		H12	R3	7,600	道路改築事業(交付金事業分)	(主) 金山明宝線 畑佐・小工区 郡上市	
事業数計						16	2	18	

令和5年度 事後評価実施箇所選定表 (案)

番号	担当課名	全体事業費 (百万円)	事業名	路線名(地区名)	選定理由
5	農地整備課	1,192	県営湛水防除事業	静重	農地整備課の事後評価対象箇所の中で最も事業費が大きいため
9	森林経営課	9,637	公共林道事業(森林環境保全整備事業、農山漁村地域整備交付金、地方創生道整備推進交付金)・ふるさと林道緊急整備事業	下呂～萩原	森林経営課の事後評価対象箇所の中で最も事業費が大きいため
10	森林保全課	932	地域防災対策総合治山事業	池田山	対象は当該事業箇所のみであるため
16	道路建設課	7,600	道路改築事業(交付金事業分)	(主) 金山明宝線 畑佐・小川工区	道路建設課の事後評価対象箇所の中で最も事業費が大きいため

### (3) 令和5年度社会資本総合整備計画評価審議箇所について

令和5年度 社会資本総合整備計画評価実施箇所一覧表

番号	担当課名	整備計画の名称	評価の種類 (中間評価・事後評価)	計画期間
1	道路建設課	福井と岐阜を結ぶ美濃街道、中部縦貫自動車道等を軸とする福井岐阜交流圏域における広域観光活性化計画	事後評価	H29～R3
2	道路維持課	社会インフラが災害に強く、安全に利用できる岐阜県づくり (防災・安全)	事後評価	H29～R3
3	道路維持課	県民の暮らしの安全・安心を確保するため総合的な老朽化対策及び地震等の災害に備えるための事前防災・減災対策の推進 (道路分野) (防災・安全)	事後評価	H29～R3
4	河川課	清流を次代へつなぐ川づくりの推進	事後評価	H30～R4
5	都市公園課	岐阜県都市公園活性化計画	事後評価	H29～R3
6	都市公園課	安全で安心して利用できる岐阜県都市公園整備計画 (防災・安全)	事後評価	R3
7	下水道課	岐阜県における循環のみちの実現	事後評価	R4

## (4) 令和5年度現地調査の実施について

### 1 背景

公共事業の現状についてより認識を深めていただくため、例年、再評価箇所の現地調査を実施しています。

令和2年度～4年度までの3年間は新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高まる3つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）が揃うことが危惧されたため、バス移動を避け、現地集合・現地解散にて現地調査を1箇所実施してまいりました。

令和5年度は新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、5類に移行したため、4年ぶりにマイクロバスによる現地調査を計画しております。

### 2 対応

#### 調査日

【第2回委員会】

8月2日（水）午後

#### 調査箇所（1）

【再評価 NO. 12】

事業主体	岐阜県（道路建設課）
事業名	道路改築事業（道路メンテナンス補助）
路線名	（主）川島三輪線 藍川(あいかわ)橋
調査地	岐阜県岐阜市
事業期間	平成30年度～令和12年度
総事業費	95億円
事業概要	事業延長 L=1.2km 車道幅員：3.25m×4車線 歩道幅員：3.50m（両側） 主な構造物：（仮称）新藍川橋 L=258.0m

## 調査箇所（2）

### 【再評価 NO. 15】

事業主体	岐阜県（河川課）	
事業名	広域河川改修事業	
河川名	一級河川 長良川(ながらがわ)	
調査地	岐阜県郡上市	
事業期間	昭和 54 年度～令和 17 年度	
総事業費	373 億円	
事業概要	事業延長	L = 60.9km
	事業箇所	岐阜市、関市、美濃市、郡上市
	流域面積	A = 1,589km <sup>2</sup>

## (5) 令和5年度岐阜県事業評価監視委員会開催計画について

### 令和5年度岐阜県事業評価監視委員会開催計画（案）

回	開催日時	開催場所	議事内容（予定）
第1回	6月5日（月） 午後	議会棟 第1会議室①	<ul style="list-style-type: none"> <li>○再評価審議箇所について</li> <li>○事後評価審議箇所について</li> <li>○社会資本総合整備計画評価審議箇所について</li> <li>○現地調査について</li> <li>○委員会の開催計画について</li> </ul>
第2回	8月2日（水） 午後	現地	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現地調査</li> <li>再評価箇所のうち2件</li> </ul>
第3回	8月7日（月） 午後	議会棟 第2会議室②	<ul style="list-style-type: none"> <li>○再評価の審議</li> <li>・林道事業（森林経営課 2件）</li> <li>・道路事業（道路建設課 4件）</li> <li>・街路事業（都市整備課 1件）</li> </ul>
第4回	10月12日（木） 午後	県庁共用会議室 2002	<ul style="list-style-type: none"> <li>○再評価の審議</li> <li>・林道事業（森林経営課 3件）</li> <li>・道路事業（道路建設課 3件）</li> <li>・砂防事業（砂防課 2件）</li> </ul>
第5回	11月15日（水） 午前	議会棟 第2会議室①	<ul style="list-style-type: none"> <li>○再評価の審議</li> <li>・道路事業（道路建設課 2件）</li> <li>・河川事業（河川課 2件）</li> <li>・下水道事業（下水道課 2件）</li> <li>○社会資本総合整備計画評価の審議</li> <li>・河川事業（河川課 1件）</li> <li>・下水道事業（下水道課 1件）</li> </ul>
第6回	1月以降 後日決定	後日決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事後評価の審議</li> <li>・農業農村整備事業（農地整備課 1件）</li> <li>・林道事業（森林経営課 1件）</li> <li>・治山事業（森林保全課 1件）</li> <li>・道路事業（道路建設課 1件）</li> <li>○社会資本総合整備計画評価の審議</li> <li>・道路事業（道路建設課 1件）</li> <li>・道路事業（道路維持課 2件）</li> <li>・公園事業（都市公園課 2件）</li> </ul>

※議事内容は現時点の予定です。都合により変更する場合がありますので、ご了承ください。